

富山高岡広域都市計画地区計画の変更

(富山市決定)

田畑住宅団地地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（富山市決定）

都市計画田畑住宅団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称	田畑住宅団地地区地区計画
位 置	富山市田畑字西沼及び清風町の各一部
面 積	約11.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、富山市北部の草島東線外縁部に位置し、西側には大規模な工場、東側、南側には住宅団地が形成されており、当地区周辺では道路や公園等の公共施設の整備が著しく、近年、宅地としての需要が高まっている地域である。</p> <p>当地区においても、土地区画整理事業の実施により良好な住宅団地が形成されており、今後、さらなる住宅地の造成も予定されている。</p> <p>このため、交通の利便や各種スポーツ施設に恵まれた地域特性をさらに生かし、快適な市街地環境を維持、形成することを目標とする。</p>
	<p>土地利用の針</p> <p>良好な住宅市街地が形成されるように、戸建の専用住宅を主体とした土地利用を図る。</p> <p>地区の西側は工業専用地域に隣接しているため、市道那智町1号に面する部分は建築物等の建築を制限し、緑化をすることにより、地区全体の良好な住環境の確保に努める。</p>
	<p>地区整備の方針</p> <p>地区の利便性の向上のため、主要区画道路を市道那智町1号と市道田畑銀嶺町1号線に接続し、その他の区画道路は交通、防災等を考慮し適切に配置する。</p> <p>日常的なうるおいの場として公園を設け、地区のコミュニティーの形成を図るため、集会場を設置する。地区内の区画道路、公園等は、その機能が損なわれないよう適切に維持、管理を行う。</p>
	<p>建築物の等方針</p> <p>良好な住宅地としての環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態若しくは意匠の制限及び垣若しくははさくの構造の制限を定める。</p> <p>市道那智町1号線沿線のセットバックについては、当地区の緩衝緑地としてその土地の緑化に努めるものとする。</p>

地区整備計画書

地区区分	区分の名称	田畑住宅団地地区地区計画
	区分の面積	約11.0ha
建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	宅地（分譲時の1区画の面積をいう。）を再分割して戸建の建築物を建てる場合、1宅地の敷地面積は200㎡以上とする。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は以下のとおりとする。</p> <p>① 市道那智町1号線に面する部分に関しては、道路境界より3.0メートル以上とする。</p> <p>② ①以外の部分に関しては、敷地境界より1.0メートル以上とする。（隣地境界を含む）</p> <p>ただし、②に関しては出窓及び軒高3.0メートル以下の付属建築物にあたっては適用除外とする。</p>
	建築物等の形態、若しくは意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>屋外広告物は設置してはならない。</p>
	垣若しくはさくの構造の制限	垣若しくはさくの構造は、生垣とする。但し、前面道路面より1.2メートル以下の高さのものはこの限りでない。

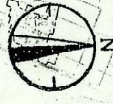
「区域は計画図表示のとおり。」

富山高岡広域都市計画地区計画の変更
(富山市決定)

田畑住宅団地地区計画

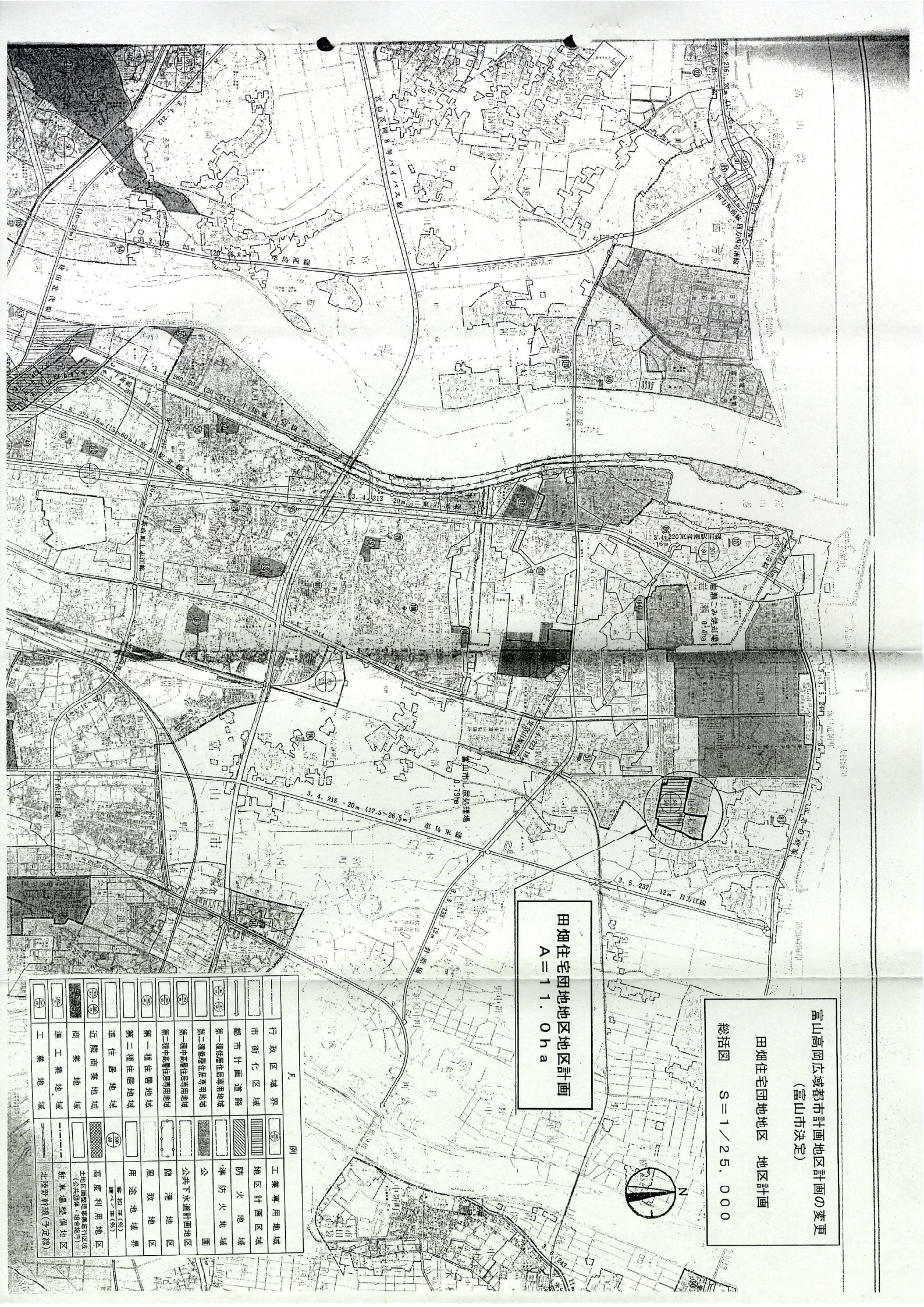
総括図 S=1/25,000

田畑住宅団地地区計画
A=11.0ha



行政区域界	工業専用地域
市街化区域	地区計画区域
都市計画道路	防火地域
第一種居住専用地域	準防火地域
第二種居住専用地域	公園
第一種中高層住居専用地域	公共下水道計画地区
第二種中高層住居専用地域	臨港地区
第一種住居地域	用途地区
第二種住居地域	用途地区界
準住居地域	高度利用地区 第一種(20%) 第二種(25%)
近隣商業地域	土地区画整理事業地区 (公共団地・地区銀行)
商業地域	駐車場整備地区
準工業地域	北陸新幹線(予定線)
工業地域	

凡例



富山高岡広域都市計画地区計画の変更
(富山市決定)

田畑住宅団地地区 地区計画

計画図 S=1/2,500



凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	敷地より定むる区域線
	字 界 線
	①～② 道 路 境 界
	②～③ 水 道 境 界
	③～④ 道 路 境 界
	④～⑤ 市街化区域界(旧道路界)
	⑤～⑥ 道 路 境 界
	⑥～⑦ 地 道 境 界
	⑦～① 道 路 境 界

